



令和 年 月 日

市税等における納税通知書等送付先指定届

尾花沢市長 殿

届出人 住 所

氏 名

納税義務者以外の方が届け出をする場合には続柄 ()

電 話 () -

下記のとおり、納税通知書等の送付先を届け出ます。

変更したい市税等 (丸で囲む)	1.市県民税 2.固定資産税・都市計画税 3.軽自動車税 4.国民健康保険税 5.介護保険料 6.後期高齢者医療保険料
納税義務者氏名 (法人名)	
現送付先 (住所)	
(ふりがな) 新送付先の氏名	
新送付先 (住所)	〒 電話 () -
変更の理由	

※注意

- 納税通知書等とは、納税通知書及び還付通知書、並びに督促状などの市税等における通知書全般を言います。
- この届出書は、納税通知書等の送付先のみを変更するもので、納税義務者を変更するものではありません。
- 登記簿に記載されている住所の変更は、法務局への申請が必要です。
- この届けを受理した日の翌日から適用されます。(例) 8月15日受理⇒8月16日から適用
- 口座振替の変更をされる場合は、各金融機関で直接お手続きください。なお、金融機関で手続きを完了した日の翌月分から振替となります。(月末では翌々月になる場合もあり。)

処理欄

納税義務者コード	新送付先コード	処理日	処理者	口座確認	確 認 欄		
					市税	資産税	収納